争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長関原みどりから争議 行為を行う旨の通知が令和7年10月22日にあったので、労働関係調整 法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定に基づ き、その概要を次のとおり公表する。

令和7年 10月 23日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金等の要求に関する件

二日時

令和7年11月6日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目1番22号 日本赤十字社 港区芝大門一丁目1番3号

四 種類(以下原文のまま掲載)

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての 業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除 のための争議行為を、単独または併用して行なう。

ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。